

愛知県警察広報センターシステム機器等賃貸借業務の質問に対する回答

番号	質 問	回 答
1	<p>警察職員や施設利用者の故意・過失により、納入した機器等が破損、故障した場合、機器等の修理及び部品等の交換に要する費用は有償との理解でよろしいですか。</p>	<p>機器等の修理及び部品等の交換に要する費用については、破損または故障した状況及び契約書第12条第2項「ただし、故障の原因が甲の故意又は重大な過失による場合は、この限りではない。」、仕様書の9留意事項(6)安全性、耐久性及び保守性に記載の「故障等の障害が発生することがないよう十分な耐久性と良好な保守性を持たせること。」と記載の内容等を勘案して甲乙の協議にて決定するものと考えております。(甲：愛知県警察、乙：受注者)</p>
2	<p>事業実施体制について、総括責任者は再委託先の者でもよろしいですか。</p>	<p>事業実施体制の総括責任者は、契約締結業者の方としてください。</p>
3	<p>契約書第15条5項で、令和5年度以降においてこの契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合には、甲はこの契約を解除するものとする。とありますが、その場合、本契約がレンタルではなくリースという特性上すでに納入している機器等や撤去・改修済の費用は清算していただけるとの理解でよろしいですか。</p>	<p>契約書第15条第5項に基づく契約解除の場合の費用負担については、第23条に定める甲乙協議の上、決定することになります。(甲：愛知県警察、乙：受注者)</p>
4	<p>賃貸借期間が延長となることはございますか。また、延長となった場合の追加の賃貸借料の考え方をご教示ください。</p>	<p>現時点、賃貸借期間の延長は想定しておりません。なお、仮に延長が必要となった場合の賃借料は、延長する時点での社会情勢等を勘案し、適切な価格で契約することになると思われます。</p>